

平成 29 年度 第 5 回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成 29 年 8 月 21 日)

1 日 時 平成 29 年 8 月 21 日(月) 午前 10 時 30 分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第 2 会議室

3 出欠席

出席者【委 員】 委員 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 石田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 向江 すみえ
委員 峯岸 良至
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員 2 名 森川 栗木

4 議 事 (1)開会
(2)議案(第5号)
(3)報告事項等
(4)その他
(5)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成 29 年度第5回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。

庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は12名です。農業委員会法第 27 条 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

次に、議事(議案第5号)について事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは議案第 5 号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条及び同法第 3 条第 1 項の規定に基づく承認申請」について説明いたします。

本件は、既存の区民農園、「高砂七丁目第二農園」の廃止、及び水元五丁目における区民農園の新規開設について農業委員会あてに承認申請があったものでございます。

農園の廃止については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」施行令第 4 条において、区民農園の廃止を含む内容の変更や区民農園の貸付け条件等を変更しようとするときは、農業委員会の承認を受けなければならないと規定されております。

農園の新設については、同法第 3 条第 1 項において、地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは、その特定農地貸付けについて申請書に貸付規定を添えて、当該農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して承認を求めることができる。と規定されております。

農業委員の皆さまにおかれましては、これから申し上げる区民農園の廃止、並びに新規開設についてご審議のほどよろしく願いいたします。

(1) 廃止する農地(平成 29 年 12 月 1 日廃止)

高砂七丁目第二農園

①所在地番 高砂七丁目

②面積 1,633.05㎡

③区画数 65区画

④所有者 A様

(2) 新規開設農園について(平成 30 年 3 月開園予定)

(仮称)水元五丁目南農園

①所在地 水元五丁目

②面積 1,200.84㎡

③区画数 54区画

④所有者 B様

【議長】

【議長】

本件についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

(異議なし)

それでは、議案第5号について承認いたします。

続きまして、議事(3)報告事項等を事務局よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告させていただきます。

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引続き、(4)その他について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1をご覧ください。「農地管理推進月間（農地パトロール）の実施」について説明いたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料2「区内地区農業委員研修会」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料3「農業者と農業委員会との意見交換会の開催」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

他に何かございますか？

【佐野委員】

農地の肥培管理について相談があった。

JAの営農支援事業や区のサポーターを紹介したところ解決したようだ。

【議長】

他にないようですので、これにて、平成 29 年度第 5 回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。